

4 協議事項

- (1) 文化財保存活用地域計画について
- (2) 市指定文化財候補について

文化財保存活用地域計画について

1 目的

国庫補助事業を活用し、地域文化財の総合的把握、保存活用を図る「文化財保存活用地域計画（旧 歴史文化基本構想）」を策定する。

文化財の保存・活用に関して浜田市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進め、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を目指す。

作成にあたっては、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない（文化財保護法第 183 条の 3 第 5 項）

2 背景

文化財保存活用地域計画は、平成 31 年 4 月改正施行の文化財保護法に位置づけられた市における文化財の保存・活用に関する総合的な計画で、市の総合振興計画・教育大綱・教育振興計画の下に体系づけられる。

令和 2 年度に島根県文化財保存活用大綱が策定され、県内では益田市・津和野町・出雲市・松江市が計画策定認定済、大田市が計画策定中である。

3 効果

計画策定により、文化財行政の取組の方向性を明示し、地域住民・民間団体などの理解・協力を得て、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を目指すことができる。

計画策定に伴う、総合的な文化財把握の成果は、市誌編纂、各地域での文化財普及活動に反映できる。

4 内容

令和 4 年度 地域文化財の総合的把握、各地域での意見聴取

令和 5 年度 地域文化財の総合的把握、各地域での意見聴取
保存活用地域計画作成

令和 6 年度 保存活用地域計画作成・認定

5 文化財リスト参考資料

各市町村誌、各まちづくりセンター、観光協会等作成の文化財マップ

浜田市教育委員会 1977『浜田の文化財』

浜田市教育委員会 2002『浜田の文化財』

金城町教育委員会編 1993『金城町の巨樹 50 選』

旭自治区公民館連絡協議会『旭の昔は宝物』

弥栄ふるさと伝承同好会 2015『矢懸の里』

三隅町教育委員会 1982『ふるさとの文化財』

6 関連文化財群・保存活用区域（案）

地域：浜田、金城、旭、弥栄、三隅、海岸部、山間部

時代・種別：古墳、国府・国分寺、中世（三隅氏、周布氏など）、浜田城と城下町、北前船、神楽、民俗、石州半紙、天然記念物（植物、地学）など